

(※本 Q&A は 2025 年 1 月 27 日時点での状況に基づき作成したものであり、今後、関係各所との調整に基づき細かな修正等があります。)

1. 支援対象の範囲について

番号	項目	質問	回答
1-1	事前着手	認定取得前から発注・契約を行った場合、事前着手分についても補助金を受けることは可能ですか。	<p>本法律に基づく蓄電池に係る認定供給確保計画による取組への助成は、原則、当該計画に係り認定日以降に発生（発注・契約）し、かつ補助対象経費に該当するものが対象となります。</p> <p>ただし、事業の緊急性に鑑みて、法に基づく認定以前に着手した分の補助対象経費（施設・設備整備に係るものに限る。）についても、計画の実施に当たって、当該着手の緊要性が認められるもの、例えば代替可能性の低さや納入・施工が長期化している等の理由により、整備に一定期間を要する（※1）ことから、蓄電池の安定供給確保に影響を生じさせないために早期の発注等が求められるもの（※2）に限り、例外的に、2024 年 4 月 1 日（月）まで遡って対象経費として認められる場合があります（※3）。</p> <p>また、認定から NEDO からの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、認定申請書の 5（3）に「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。</p> <p>※1 納入等が認定前になる施設・設備は、事前着手分の補助対象経費には認められません。</p> <p>※2 その他のケースについては個別にお問い合わせください。なお、各申請者の事前着手の可否判断は認定時に行いますので、事前のお問い合わせではあくまで一般論として回答させていただきます点、ご了承ください。</p> <p>※3 認定供給確保計画の認定申請にあたって、「民間企業のみでは投資判断が真に困難な計画であること」を示す資料の提出が必要であり、当該資料における説明と整合的でない場合には、事前着手分は補助対象経費として認められません。</p> <p>事前着手を行った場合には、認定申請の際に「<u>事前着手承認申請書</u>」（別紙 6）の提出が必要になるため、必ずご提出ください。</p> <p>なお、事前着手の有無は、認定の可否に影響しません。</p>

			<p>また、着手の緊要性が認められない場合は、原則に従い認定日以降に発生した補助対象経費から対象となります。その場合、事前着手分は全て申請事業者の負担で実施していただくこととなりますので、この点をご認識の上で着手時期をご判断ください。</p> <p>事前着手分を対象経費に含めることを希望する事業者におかれましては、当該着手の緊要性が認められない可能性に留意するとともに、以下の点にもご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前着手分が認められた場合でも、供給確保計画の認定通知書に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注・契約等に係る経費は補助対象外となります。 ・助成を行う NEDO の補助金のルールに従った手続き（下記 URL ご参照）が求められますので、十分ご注意ください。（※特に「IV 経理処理について」（P.41 以降）をご確認ください。） <p>https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf</p> <p>なお、施設・設備整備に係る投資、技術開発投資ともに、認定日以前に投資公表している案件については、補助対象外となります。</p>
1-2	生産する蓄電池の先端性（先端性要件について）	「現在生産が行われている主要な製品以上の先端性」とは、具体的にどれくらいの先端性が求められますか。	<p>具体的には、以下の先端性を想定しています。</p> <p>A) 蓄電池セルの外装が角型の缶又はラミネートのパウチであるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が 500Wh/L 以上であること ・正極のニッケル比率が 5 割を超えるものであること <p>B) 蓄電池セルの外装が円筒形の缶であるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が 650Wh/L 以上であること ・外装缶の外寸が、直径 21mm、高さ 70mm 以上であること（直径・高さのいずれも左記以上である必要がある） <p>C) 上記のほか、既に一般的に広く流通している類似の蓄電池と比較して、エネルギー密度、充放電特性、安全性、寿命等のいずれかの性能において、最先端であるもの</p> <p>※蓄電池の内部構造及び正極材等の組成が類似しているもので比較</p>

			<p>なお、上記の先端性に関する要件の確認のため、生産する蓄電池セルの形状・性能等について、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」に記載ください（ガイド入り申請書（様式第一）の「(3) - 3 生産する品目の概要」に記載箇所を設けているので、当該箇所に記載ください）。</p> <p>なお、蓄電池の内部構造や使用する部素材が従来のものとは大きく異なるものを生産する場合には、取組方針に記載の通り、上記の先端性要件ではなく、取組方針第3章第2節（1）①に記載の i ~ iv の要件全てを満たすものであることが求められます。</p>
1-3	設備投資又は技術開発のみの取組	設備投資又は技術開発のどちらか片方だけに取組んだ場合には、支援対象になりますか。	認定要件を満たす内容であれば、片方だけの取組も支援対象になります。ただし、取組方針に記載の通り、技術開発のみに取組む場合には、技術開発を開始してから3年以内に当該技術開発の成果をもとに、一定規模以上の設備投資の意思表示をした取組が対象となるため、ご注意ください。
1-4	技術開発の内容	どのような技術開発が支援対象になりますか。	<p>取組方針に記載の通り、①技術的な優位性又は不可欠性を確立するために行うもの、②製造工程の脱炭素化を図るために行うもの、又は③デジタル技術を活用し製造工程のデータ管理や生産性向上を図るために行うものが対象となります。</p> <p>なお、①は、具体的には、グローバルな事業活動のベースとなる、競争力を持つ最先端の製造基盤（マザー工場）を日本に確立するための技術開発・実証を行うものを指します。</p>
1-5	技術開発の実施期間	技術開発の実施期間に制限はありますか。	生産施設・設備の導入と技術開発の両方に取り組む場合、技術開発の成果をもとにした設備投資の計画として一体的なものを提出いただくことになるため特定期限は設けていませんが、早期の蓄電池供給の確保の目的に照らして合理的な技術開発の実施期間の設定及び生産施設・設備の導入の計画が求められます。技術開発のみに取り組む場合は、技術開発を開始してから3年が期限です。
1-6	対象となる電池等の種類①	バイク等に搭載する蓄電池も車載用蓄電池として支援対象になりますか。	3GWh/年以上の生産拡大を行うもの等の車載用蓄電池についての認定要件を満たすものであれば、対象になり得ます。
1-7	対象となる電池等の種類②	全固体電池やこの部素材・製造装置は支援対象になりますか。	2024年現在、全固体電池は車載用・定置用蓄電池としては市場に流通していないため、取組方針第3章第2節（1）①に規定する「蓄電池の内部構造や使用する部素材が従来のものとは大きく異なるもの」として i ~ iv の要件を満たす必要があります。これらの要件を全て満たすものであれば、対象になり得ます。
1-8	対象となる電池等の種類③	民生用蓄電池は支援対象になりますか。	民生用蓄電池を生産するための投資は、対象になりません。

1-9	蓄電池部素材の対象範囲①	いわゆる蓄電池の4大主要部材以外の部素材でも支援対象になりますか。	いわゆる蓄電池の4大主要部材（正極活物質、負極活物質、セパレータ、電解液）以外の部素材であっても、取組方針第3章に定める要件を満たす取組については対象になり得ます。ただし、支援の対象となるかどうかを判断するため、経済安全保障上の安定供給確保の必要性（電池の構成への不可欠性及び部素材としての重要性、日本のシェア推移を含めた外部依存性、供給途絶リスクの大きさ等）についての十分な説明が求められます。御不明点があれば、経済産業省 商務情報局 電池産業課まで御相談ください。
1-10	蓄電池部素材の対象範囲②	正極活物質にするため、炭酸リチウム・水酸化リチウム製造のための設備投資等は支援対象になりますか。	バッテリーメタルをはじめとした重要鉱物の製錬等施設への設備投資支援は、重要鉱物に関する支援制度の中に盛り込まれていますので、重要鉱物に関する情報を御確認ください。
1-11	他製品にも使用可能な蓄電池部素材	蓄電池以外の製品の部素材としても使用可能な蓄電池部素材を生産する場合、対象になりますか。また対象となる場合、「蓄電池セルの製造に使われる部素材である」とどのように判断されますか。	原則として、取組方針に定めた蓄電池以外の製品等の部素材としても利用可能な場合（※1）には、 <ul style="list-style-type: none"> ・継続生産期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1／2以上が、先端性要件を満たす蓄電池専用用途の部素材の生産に供されることの見込みを認定申請時に示すこと（※2）、 ・その実績を定期報告時に示すこと（※3） が必要です。 ※1 部素材が蓄電池専用用途であるかどうかは、化学組成、純度、性能等が蓄電池専用であると言えるかどうかで判断します。ラベルで「専用」と表示している等の形式的区別があったとしても、汎用部素材は「専用」とはみなしません。 ※2 蓄電池以外の製品の部素材も生産可能な設備投資を行う場合、その設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。認定申請書の「5 計画の実施内容」「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」に記載ください。 ※3 継続生産期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1／2以上が、先端性要件を満たす蓄電池専用品の生産に使用されている実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。
1-12	リサイクルの対象範囲	リサイクルはどの工程の設備が対象になりますか。	廃棄される車載用蓄電池・定置用蓄電池又はその処理物（ブラックマス等）、工程端材等（製造工程から発生する端材・廃材・不良品又はその処理物等）からリチウムイオン電池材料へとリサイクル（※）する工程（後工程）が対象です。これに加えて、廃棄されるリチウムイオン電池を処理する工程（前工程）（車載用・定置用蓄電池を処理できる工程である必要があります）も含めることができます。 ※ 継続生産期間内（5年間）において、リチウムイオン電池材料としてリサイクルを行い、そのリサイクル材を使用又は販売している実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。

1-13	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された取組を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。ただし、代表申請者と共同申請者の取組の関連性を十分に説明する必要があります。また、両者の取組に重複があった場合は、当該取組への助成を受け取ることはできませんので、役割分担が明確に分かるように記載ください。
1-14	施設・設備整備の補助対象経費	補助対象となる施設・設備整備費として、どこまでの費用が補助対象になりますか。	<p>要件を満たす施設・設備整備を行う場合には、以下の施設・設備整備に要する費用として、投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）、併せて実施する附帯工事費等が対象となる予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物取得費※1 ・設備費※2 ・システム購入費※3 <p>※1 建物取得費は、認定計画に基づいて導入する設備・機械装置の稼働に必要な建物部分に対してのみ、補助対象とする予定です。</p> <p>※2 設備取得においてリースする場合、リース会社との共同申請が必要となります。その際、リース会社が購入した設備・機械装置を補助対象とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は補助対象とはなりません。なお、建物取得でのリースにかかる費用も対象外となります。</p> <p>※3 システム購入費には、認定計画に基づいて導入する設備・機械装置を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに係る費用が該当します。</p> <p>なお、補助対象として施設整備費を希望する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する施設の概要等について、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」に、 ・費用の全体額および調達方法について、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(4) 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に記載ください。
1-15	技術開発の補助対象経費	技術開発については、どこまでの費用が補助対象になりますか。	<p>要件を満たす技術開発を行う場合には、当該技術開発に要する以下の費用が対象となる予定です。</p> <p>①機械装置費等（機械装置等製作・購入費、土木・建設工事費、保守・改造修理費）</p> <p>※①には、以下費用は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目の生産のために導入した設備の保守・改造修理費 ・技術開発目的で取得した機械装置等を、対象品目の生産のために導入した設備に組み込むための土木・建築工事費

			<p>②労務費（研究員費・補助員費）</p> <p>③その他経費（システム購入費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費）</p> <p>④委託費・共同研究費</p>
1-16	製造装置の対象範囲①	蓄電池の製造工程のうち、どの工程に関する製造装置が対象となりますか。	蓄電池の製造工程のうち、極板製造工程、組立工程、検査工程に使用する製造装置が主として対象となります。
1-17	製造装置の対象範囲②	蓄電池部素材やリサイクル材の製造装置も対象となりますか。	蓄電池部素材やリサイクル材を製造するための装置の生産拡大に向けた投資は対象となりません。
1-18	製造装置の対象範囲③	支援対象となる製造装置を製造するために必要な部品等も対象になりますか。	製造装置を製造するために必要な部品の生産拡大に向けた投資は対象となりません。
1-19	他製品にも使用可能な製造装置	蓄電池以外の製品の製造にも使用可能な製造装置を生産する場合、対象になりますか。また対象となる場合、「蓄電池セルの製造に使われる製造装置である」とどのように判断されますか。	<p>原則として、取組方針に定めた蓄電池以外の製品の製造にも使用可能な装置を生産する場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続生産期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1／2以上が、先端性要件を満たす蓄電池を製造するための装置の生産に供されることの見込みを認定申請時に示すこと（※1）、 ・その実績を定期報告時に示すこと（※2） <p>が必要です。</p> <p>※1 蓄電池以外の製品の製造にも使用可能な装置を生産する場合、その設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。認定申請書の「5 計画の実施内容」「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」に記載ください。</p> <p>※2 継続生産期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1／2以上が、先端性要件を満たす蓄電池専用品の生産に使用されている実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。</p>
1-20	地方自治体の補助金の併用	計画記載の設備投資・技術開発に対し、地方自治体の補助金も併せて利用することは可能ですか。	<p>同一設備の取得などに対して、NEDOからの補助金と地方自治体からの補助金を併用することはできません。</p> <p>※1 補助対象設備について、NEDOからの補助金の対象となっているものと地方自治体からの補助金の対象となっているものに重複がない場合には、それぞれ利用することができます。</p> <p>※2 供給確保計画記載の設備投資・技術開発に対し税額控除措置を併用することは可能です。</p>

2. 認定申請の方法について

番号	項目	質問	回答
	申請方法一般		
2-1	スケジュール	認定申請等のスケジュールはどのような予定ですか。	<p>予算の効果的・効率的な執行のため、以下のスケジュールを予定しています。</p> <p>申請をお考えの場合は、申請書提出前に必ず経済産業省に事前相談をいただくようお願いいたします。</p> <p>2025年1月27日（月）～2025年3月21日（金）</p> <p>上記の期間以降は、上記期間における申請の状況等に鑑み、あらためて申請期間の設定をいたします。</p> <p>なお、申請の修正が必要な場合は、上記の期間内に修正を終えることが必要です。期間内に修正が終わらなかった場合には次の期間で審査等を行うこととなりますので、予めご了承ください。ただし、期間内に申請が完了した場合でも、申請期間終了後に、経済産業省が確認する過程において、必要に応じて経済産業省側から申請内容に関して確認したり、申請者からの説明等を求める場合があります。</p> <p>また、予算の残額がなくなった場合には、予算を前提とした供給確保計画の申請をいただいても認定できませんので、予めご了承ください。</p>
2-2	交付決定までの流れ	認定申請から交付決定までの流れはどのようになりますか。	<p>①まず、事前に経済産業省まで御相談ください。</p> <p>②その後、供給確保計画を作成し、経済産業省にご提出ください。</p> <p>③提出いただいた供給確保計画及び添付資料について、経済産業省にて内容の確認・審査を行います。認定・不認定の結果は文書にて通知します。</p> <p>④認定された場合には、交付申請書を作成し、NEDOに提出いただきます。NEDOにて審査の上、交付決定の通知を行います。</p>
2-3	政策の方針	経済産業省の蓄電池やそのサプライチェーン等に関する考え方が分かる参考資料はありますか。	<p>2022年8月に「蓄電池産業戦略」を策定しておりますので、こちらをご参照ください。また、「蓄電池産業戦略推進会議」において、蓄電池政策の方向性について議論・検討を重ねております。当該会議での議論・検討も踏まえ、計画の認定を行います。</p> <p>【参考：蓄電池産業戦略】</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/battery_strategy/battery_saisyu_torimatome.pdf</p>

			<p>【参考：蓄電池産業戦略推進会議】</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/battery_strategy2/battery_strategy2.html</p>
2-4	認定審査	供給確保計画の認定に向けて、どのように審査が行われますか。	蓄電池産業戦略及び蓄電池産業戦略推進会議での検討結果も踏まえ、取組方針等に基づき実施します。また、情報管理を徹底の上、必要に応じて外部有識者に意見聴取を行います。
2-5	申請手続き	認定申請はどのように行えばよいですか。	<p>供給確保計画の認定申請書に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省 商務情報政策局電池産業課に、申請書類を提出してください。</p> <p>なお、各項目への記載内容が多岐に亘るため、<u>ガイド入り申請書（様式第一）</u>及び蓄電池申請用追加フォーマット（別紙1～6、添付書類3・4）を用意しておりますので、これらを使用しご提出ください。</p> <p>提出方法等、ご不明点があれば、同課までお問い合わせください。</p>
2-6	認定結果の公表	認定された場合、計画の内容は公表されますか。	認定供給確保計画の概要（事業者名、助成額、取組内容（取組の種類や対象品目）等）をHPにて公表することを予定しています。なお、企業秘密に該当する情報や取組の詳細内容等は公表いたしません。
2-7	変更認定と軽微な変更	省令第6条第1項第4号に規定のある認定供給計画の内容の実質的な変更を伴わない変更該当するか否かはどのように判断すればよいですか。	<p>以下のようなケースを例示として御確認ください。</p> <p>なお、具体的なケースについては、経済産業省 商務情報政策局電池産業課までご相談ください。</p> <p>①事前に変更認定申請が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定安定供給確保計画を実施するために必要な資金額および助成金額を増額又は減額する場合 ・認定供給確保計画について、生産する蓄電池・部素材の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小、材料調達的大幅な方針変更等の取組内容の変更が生じる場合 <p>変更認定申請に伴い、計画に大幅な変更が生じると判断された場合、変更理由等について、計画実施責任者（担当役員以上）からの説明を求める場合があります。</p> <p>なお、変更認定申請が必要な計画変更を速やかに申し出なかった場合は、その経緯や内容等について公表するなどの対応を実施する可能性があります。</p> <p>②軽微な変更として事後的な届出でよい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合

			<ul style="list-style-type: none"> ・認定供給確保計画の実施期間を6月以内の範囲で変更する場合（※） ・認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの（助成金の額の変更を除く。） <p>※ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご注意ください。</p>
2-8	継続生産の起算日の考え方	継続生産は、いつを起算点にすればよいですか。	供給開始の日（本格生産の開始日）を起算日としてカウントください。
2-9	追加支援措置	認定後に支援措置を追加希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において判断されることになります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることになります。 ※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。
「5 計画の実施内容」関係			
2-10	資金の対象範囲	設備投資及びその設備での生産を行う場合、5（4）「取組に必要な資金の合計額」には、設備投資額だけを書くのか、生産に要する運転資金も併せて書くべきですか。	「取組を実施するために必要な資金」については、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」において、設備投資額と運転資金の各々の額が明示される形で記載ください。
2-11	ツーステップローン	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すればよいですか。	ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。 また、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（5）期待する支援措置 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に○を付けてください。

なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として 50 億円以上、貸付期間が 5 年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。

※ 事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が 50 億円以上である必要はありません。
ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。

（参考）

現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」（DBJ）が指定されています。

本店（東京都千代田区大手町）のほか、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能です。

日本政策投資銀行 HP（本店・支店情報）

<https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/>

【記載例】

（４）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ
取組に必要な資金の合計額		100（指定金融機関：○●銀行）	20（●○銀行）

（５）期待する支援措置

実施予定の取組番号 _____

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	○	

2-12 必要金額の積算の記載方法

申請様式中「5 計画の実施内容」の「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」として提出が求められている必要金額の積算

記載フォーマットとして別紙 5-1（総括表・費用明細表）と別紙 5-2（設備投資・技術開発合算総括表）を用意しておりますので、こちらを使用し、ご提出ください。

①認定申請をされる計画の中で設備投資・技術開発のいずれかのみを実施する場合
⇒別紙 5-1（総括表・費用明細表）を作成・提出してください。

		<p>について、指定の様式はありますか。</p>	<p>②認定申請をされる計画の中で設備投資・技術開発のいずれも実施する場合 ⇒別紙５－１（総括表・費用明細表）及び別紙５－２（設備投資・技術開発合算総括表）を用い、それぞれ以下のとおり作成・提出してください。</p> <p>（１）全期間総括表⇒別紙５－１は記載せず、別紙５－２の「（１）全期間総括表」を作成・提出してください。</p> <p>（２）助成先総括表⇒設備投資・技術開発それぞれについて別紙５－１を作成・提出してください。また、追加で別紙５－２の「（２）助成先総括表」を作成・提出してください。</p> <p>（３）委託・共同研究先総括表⇒技術開発について別紙５－１を作成・提出してください。</p> <p>（４）項目別明細表（助成先用）⇒設備投資・技術開発それぞれについて別紙５－１を作成・提出してください。</p> <p>（５）項目別明細表（委託・共同研究先用）⇒技術開発について別紙５－１を作成・提出してください。</p> <p>助成金交付の対象となる具体的な費用や記載方法等については、本 Q&A の 1-14 および 1-15 をご確認ください。</p> <p>なお、記載いただいた積算の内容については、安定供給確保支援独立行政法人（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））へ助成金交付の申請を行う際に、交付申請書（様式第 1）の添付資料 1 の別紙 2 又は別紙 3 に転記して提出していただくことになります。</p> <p>NEDO への助成金交付申請に係る交付規程や様式については、以下 URL から御確認ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/secure_stable_supply_koufukitei_yoshiki.html</p>
「6 取組の実施体制」関係			
2-13	<p>外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響</p>	<p>申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、（注 4）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に</p>	<p>申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により蓄電池・部素材・製造装置の安定供給確保のための取組の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。</p>

		関する状況については何を記載すればよいですか。	
2-14	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、(注4)コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況については何を記載すればよいですか。	例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがある場合は、経済産業省 商務情報政策局 電池産業課までご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
2-15	実施体制	実施体制についてはどのような内容を記載すればよいですか。	安定供給確保のための取組に係る主な部署について、それぞれの部門の責任者、担当者の人数・役職・役割分担等を、図などを活用して明記してください（共同申請者間の連携体制を含む）。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況についても記載してください。
「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」関係			
2-16	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画を整備しているかは、どう判断すればよいですか。	申請事業者やサプライヤーの生産拠点、及びそれらの供給能力を踏まえたうえで、特に他社製品を使用している場合には、それらに関するリスクに対応するための計画を整備しているかで判断してください。なお、リスクへの対応策等は、認定申請書の「4 取組の内容及び目標」「(2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）」にその詳細を記載ください。
2-17	人権尊重	取組方針第6章第2節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えばよいでしょうか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。
2-18	サイバーセキュリティ①	取組方針第3章第3節(4)及び第6章第3節に規定する事項（サイバーセキュリティの確保）に関連	「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）といったガイドラインや組織内での脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載してください。

		して、該当欄にはどのように記載すればよいですか。	
2-19	サイバーセキュリティ②	サイバーセキュリティ対策の範囲はどこまでになりますか。	製品のBMSレベルから生産設備等の情報セキュリティ全般までの幅広い範囲での対策・体制などを想定しております。なお、工場の稼働管理をするためのシステムのセキュリティ以外にも、受発注管理システムや事務系のシステムなどの混乱が生産行為に影響し得るのであれば、それらに対するセキュリティ対策が考えられます。
2-20	サイバーセキュリティ③	取組方針第3章第3節(5)(定置用蓄電システムの制御SWのサイバーセキュリティ確保)に関連して、申請書にはどのように記載すればよいですか。	定置用蓄電池システムの生産を行う場合、「 <u>蓄電システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティに関する誓約書</u> 」(別紙4)の内容を確認の上、当該様式に必要事項を記入の上、提出をお願いします。
2-21	人材確保・育成に関する取組	取組方針第3章第2節に規定する「(3)人材確保・育成」に関する取組を行っていることを示すためには、どうすればよいですか。	人材確保に向けた取組については、「 <u>国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与について(セル・部素材・製造装置用)</u> 」(別紙1-1)又は「 <u>国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与について(リサイクル材用)</u> 」(別紙1-2)内容を確認し、当該様式に必要事項を記入の上、提出をお願いします。
2-22	地域経済への貢献、雇用創出	取組方針第3章第2節に規定する「(4)国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与」については、申請様式のいずれの箇所に記載すればよいですか。	「 <u>国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与について(セル・部素材・製造装置用)</u> 」(別紙1-1)又は「 <u>国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与について(リサイクル材用)</u> 」(別紙1-2)の内容を確認の上、当該様式に必要事項を記入の上、提出をお願いします。なお、その際、例えば、申請に係る供給確保計画について、安定的な供給を確保するための、工場等の立地地域における人材の雇用やパートナーシップ構築宣言への参加など、サプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には当該内容についても記載をお願いいたします。
2-23	リサイクル・リユースの内容①	別紙1-1「国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与について	①リサイクル材の調達手段や、②リサイクル材を活用した正極活物質等についてあらかじめ部素材メーカーや製品セルを利用する顧客等と受け入れ品質の規格の策定を行う、等の取組について達成時期や方法に関する計画を提出してください。

		(セル・部素材用)」のうち、1－(1) リサイクル材の使用のための工夫については何を記載すればよいですか。	
2-24	リサイクル・リユースの内容②	別紙1－1「国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与について(セル・部素材用)」のうち、1－(2) リサイクル・リユースの取組については何を記載すればよいですか。	蓄電池の製造工程において発生する端材や不良品について、例えば自社において再びセル・部素材の原材料として活用するための取組について、達成時期や方法に関する計画を提出してください。
「8 取組を円滑かつ確実に実施するための措置」関係			
2-25	技術流出防止措置①	コア技術のより詳細な定義を教えてください。	<p>「生産に有用かつ中核的な技術」は、計画の認定対象である製品を生産する際に必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術を指します。</p> <p>「当該取組の成果である技術」は、当該取組が研究開発であった場合に、当該取組によって開発される技術を指します。</p> <p>「公然と知られていないもの」は、特許出願の公開、論文発表などの方法によって公の場に発表されておらず、かつ申請者を含む限られた関係者しか知らないものを指します。</p>
2-26	技術流出防止措置②	具体的にどのような技術を記載すれば良いか教えてください。	<p>コア技術については、個々の部品の性能や製造方法に差があるため、申請者にてコア技術の定義に沿った技術を具体的に記載下さい。</p> <p>コア技術の妥当性について、判断に迷う場合は、経済産業省 商務情報政策局電池産業課まで御相談ください。</p>
2-27	技術流出防止措置③	コア技術の実現に直接寄与する技術とは、具体的にどのような技術でしょうか？	「コア技術の実現に直接寄与する技術」は、その技術を知ることでコア技術が漏洩する可能性がある技術を指します。例えば、コア技術の開発手順や、製造に必須となる製造装置のパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当します。

2-28	技術流出防止措置④	技術流出防止措置の実施は、過去に認定を受けた事業計画も対象に含まれますか。	取組方針の改定（令和6年3月26日）以降に、蓄電池の安定供給確保に係る取組として新たに認定された事業計画が対象となります。
2-29	技術流出防止措置⑤	技術流出防止措置を実施するものは認定事業者が対象ということですが、申請者のみ該当ですか。	<p>技術流出防止措置を実施する者は申請者だけでなく、コア技術を供与されるグループ会社も対象に含みます。</p> <p>措置（ア）～（ウ）について、グループ会社を対象として考えた場合、具体的には以下内容となります。</p> <p>（ア）グループ会社内のコア技術等にアクセス可能な従業員を制限し、管理体制や規程の整備を講じること。</p> <p>（イ）グループ会社内において（ア）に規定する従業員からの技術流出措置を講じるとともに、守秘義務の誓約を得ること。また、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。</p> <p>（ウ）グループ会社ではなく、グループ会社の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。</p> <p>なお、コア技術を供与されるグループ会社が存在する場合、添付資料3「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類」に、申請者の措置の他、グループ会社の措置についても記載ください。</p>
その他			
2-30	GXリーグへの参画手続き	現在、GXリーグに参画していません。これからGXリーグに参画する場合は、どのように手続きを行えば良いですか。また、参画に当たってはどのような要件が課せられますか。	<p>2024年10月23日現在、GXリーグへの新規の参画は募集していないため、自社において、以下①及び②の温室効果ガス排出削減のための取組を実施していただくこととなります。</p> <p>①国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2025 年度（単年度及び 2023～25 年度の 3 年間）・ 2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。</p> <p>②上記目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCMクレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。</p>
2-31	第三者検証の実施方法	「排出実績及び目標達成に向けた進捗状況」の「第三	<p>以下の「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則って実施してください。</p> <p>https://gx-league.go.jp/rules/verification/</p>

		者検証」は、どのように実施すれば良いでしょうか。	
2-32	添付書類・参考資料	様式の添付書類に記載されている1-(1)から5以外に、提出すべき書類はありますか。また、申請時に参考資料を添付することは可能でしょうか。	提出書類が多岐にわたるため、「 <u>提出書類チェックシート</u> 」を用意しました。こちらをご確認ください。申請時には、提出漏れがないかチェックを入れた上で、チェックシートも併せてご提出ください。また、参考資料を添付することも可能です。必要に応じ、申請様式のいずれの記載箇所を補足するものがあるかを明示した上で、参考資料を添付してください。なお、必要に応じて経済産業省側から関係書類の提出を求める場合があります。
2-33	共同申請の場合の申請書の記載方法①	2以上の事業者が共同で認定申請を行う場合に、どのように計画を作成すればよいですか。	共同申請を行う場合には、認定申請書の「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、記載欄を増やすなどして、1つの計画にまとめて提出ください。その際、役割分担については明確に分かるように記載ください。また、添付書類等もどの事業者についてのものか分かるようにした上で、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に、経済産業省 商務情報政策局 電池産業課まで前広にご相談ください。
2-34	共同申請の場合の申請書の記載方法②	共同申請の場合、認定申請書の5(4)はどう記入すればよいですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。
2-35	日本語以外での書類提出	認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。添付書類についても日本語以外の書類でよいですか。	認定申請書は日本語での記載をお願いします。なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご準備いただくようお願いします。

3. 支援措置の条件・対象について

番号	項目	質問	回答
----	----	----	----

3-1	補助率について	設備投資や技術開発について、補助率はいくらになりますか。	設備投資は 1/3、技術開発は 1/2 を上限として支援を行います。ただし、中小企業※が行う蓄電池製造装置の製造基盤整備に関する設備投資については 1/2 を上限とします。 ※中小企業基本法に基づき、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人。みなし大企業を除く。
3-2	上限額について	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、補助率の範囲内で助成額を決定します。
3-3	支援措置の併用について	ツーステップローンは、NEDO による助成金と併用はできますか。	併用可能です。

4. 定期報告について

番号	項目	質問	回答
4-1	実施状況報告	認定後の実施状況報告（定期の報告）はどのように行えばよいですか。	認定を受けた事業者は、認定取得後、毎年度、各事業年度の終了後 3 ヶ月以内に定期の報告を行う必要があります。経済産業省関係経済安保推進法施行規則の様式第十三に必要事項を記入の上、経済産業省 商務情報政策局電池産業課までご提出ください。 また、認定計画に基づき導入した設備による本格生産を開始した後の定期報告時には、カーボンフットプリント（CFP）の算定結果についても報告をお願いします。
4-2	CFP 算出結果の報告	CFP の算出結果の報告は、いつ提出しなければならいでしょうか。	認定計画に基づき導入した設備による本格生産開始から、半年時点の算出結果、1 年半時点の算出結果（季節変動等を加味した結果）について、各時点での結果を含みうる最初の定期報告時に報告してください。その後は、製品の変更や調達先の変更など、GHG 排出量に大きな差が生じるタイミングで報告いただいくことを想定しています。
4-3	CFP の算出方法	CFP の算出は、どのように行えばよいですか。	材料やエネルギー等の投入量に原単位を乗じて算出する方法を想定しています。詳細な算出方法は、2024 年以降を目処に公表予定です。